

平成21年7月28日

## 日・スイス経済連携協定の効力の発生に関する 外交上の公文の交換について

1. 本日の閣議決定を受け、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（日・スイス経済連携協定）の効力の発生に関する外交上の公文の交換が、7月29日（水）、ベルン（スイス）において行われます。これにより、この協定は9月1日（火）に効力を生ずることとなります。
2. この協定は、スイスとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、電子商取引、知的財産をはじめとした幅広い分野での協力等について定めるものです。この協定の発効により、両国間における経済上の連携を構築することを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密になることが期待されます。

### （参考）

この協定は、我が国にとり、すでに発効しているシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピンとの経済連携協定に続き、10番目の経済連携協定となります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

通商政策局欧州課長 村松 秀浩

担当者：高橋

電話：03-3501-1511（内線 3001）

03-3501-5873（直通）